

# 華誠の知的財産権ニュースレター



2020年09月 第四十一期

## 目次

2020年世界革新指数を発表、中国は第14位にランクイン	2
国知局が「2019年中国知的財産権発展状況評価報告書」を発表	3
最高法院が営業秘密の保護と特許授權・権利確認事件の審理の2つの司法解釈を公布	4
「最高院最高検知的財産権刑事事件司法解釈（三）」が9月14日から施行	4
中国知財局が公文書にて地理的表示の保護に関するデータを公表	4
国務院、特定区域内での技術譲渡所得の免除額を500万元から2000万元に引き上げ	5
最高人民法院知的財産権法廷が「管轄マップ」をリリース	5



公式サイト：[www.watsonband.com](http://www.watsonband.com)

Eメール：[mailip@watsonband.com](mailto:mailip@watsonband.com) | [mail@watsonband.com](mailto:mail@watsonband.com)

## 知的財産権

### 2020 年世界革新指数を公表、中国は第 14 位にランクイン

北京時間の 9 月 2 日、世界知的所有権機関（WIPO）はジュネーブで 2020 年世界革新指数（GII）（以下、「報告書」という）を公表した。中国は第 14 位となっており、昨年と変わらず、一部の指標は世界的にリードしている。



報告書によると、COVID-19 によるパンデミックは世界のイノベーションの長期的に蓄積された成長に深刻なストレスをもたらし、いくつかのイノベーション活動を妨げる可能性があるが、他のいくつかの面で創造力を後押しする可能性もあり、特に衛生、教育、旅行、小売部門ではその可能性がある。

最新公表された指数によると、トップ 10 はスイス、スウェーデン、米国、イギリス、オランダ、デンマーク、フィンランド、シンガポール、ドイツ、韓国であった。中国は第 14 位となっており、依然として上位 30 位の中で唯一の中所得経済国である。

Global Innovation Index 2020 rankings

Country/Economy	Score (0–100)	Rank	Income	Rank	Region	Rank	Median 30/94
Switzerland	66.08	1	HI	1	EUR	1	██████████
Sweden	62.47	2	HI	2	EUR	2	██████████
United States of America	60.56	3	HI	3	NAC	1	██████████
United Kingdom	59.78	4	HI	4	EUR	3	██████████
Netherlands	58.76	5	HI	5	EUR	4	██████████
Denmark	57.53	6	HI	6	EUR	5	██████████
Finland	57.02	7	HI	7	EUR	6	██████████
Singapore	56.61	8	HI	8	SEAO	1	██████████
Germany	56.55	9	HI	9	EUR	7	██████████
Republic of Korea	56.11	10	HI	10	SEAO	2	██████████
Hong Kong, China	54.24	11	HI	11	SEAO	3	██████████
France	53.66	12	HI	12	EUR	8	██████████
Israel	53.55	13	HI	13	NAWA	1	██████████
China	53.28	14	UM	1	SEAO	4	██████████
Ireland	53.05	15	HI	14	EUR	9	██████████
Japan	52.70	16	HI	15	SEAO	5	██████████
Canada	52.26	17	HI	16	NAC	2	██████████
Luxembourg	50.84	18	HI	17	EUR	10	██████████
Austria	50.13	19	HI	18	EUR	11	██████████
Norway	49.29	20	HI	19	EUR	12	██████████

革新的な投資と革新的な産出の 2 つの主要指標の面で、中国の今年のパフォーマンスは昨年と同様に優れている。中国は第 26 位となった革新的な投資で第 6 位の革新的な産出を創造した。その革新的な成果はオランダ、イギリス、米国などの高所得経済国と同等に見ることができる。

Rankings of China (2018–2020)

	GII	Innovation inputs	Innovation outputs
<b>2020</b>	14	26	6
<b>2019</b>	14	26	5
<b>2018</b>	17	27	10

## 知的財産権

### 国知局が「2019年中国知的財産権発展状況評価報告書」を公表

国家知識産権局知的財産権発展研究センターはこのほど、「2019年中国知的財産権発展状況評価報告書」（以下、「報告書」という）を公表した。報告では、全国知的財産権発展指数は2010年を基準年次とし、2010年の総合及び創造、運用、保護、環境発展指数を100としたうえで、2010年から2019年までの全国データを試算した。

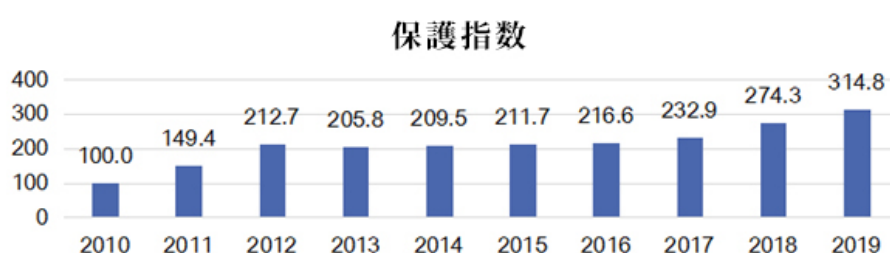
試算結果によると、2010年から2019年まで全国知的財産権総合発展指数は徐々に279.2まで上昇した。2010年から2019年まで中国の知的財産権創造発展指数は持続的に上昇しており、2013年を境界点として、それ以前は年平均5.4%増、その後は年平均15.0%増、2019年は270.5に達し、年平均成長率は11.7%となり、中国の知的財産権における創造は盛んに発展している。



2010年から2019年までの中国の知的財産権運用指数は着実に増加の勢いにあつて、年平均成長率は9.9%であり、そのうち、2018年は前年同期比28.5%と大幅に増加し、2019年の運用指数は234.0で、前年の234.8とほぼ同じとなり、運用水準は着実に上昇した。



2010年から2019年までの中国の知的財産権保護指数はずっと上昇傾向を維持し、2019年に314.8まで増加し、年平均成長率は13.6%となり、保護水準は全面的に強化された。



## 知的財産権

2010 年以来、中国の知的財産権環境指数は連続的に増加し、年平均成長率は 12.9% で、2019 年に 297.4 に達しており、中国の知的財産権における環境構築は明らかに進歩した。



国家知識産権局 より

### 最高人民法院が営業秘密の保護と特許授権・権利確認事件の審理の 2 つの司法解釈を公布

最近、最高人民法院は「営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」（以下「規定」という）と「特許授権・権利確認行政事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定（一）」を公布し、いずれも 2020 年 9 月 12 日から施行した。

「規定」では、立証、権利行使のコスト、権利侵害の代価などの重要な接合点に対して、行為保全、秘密保持義務、権利侵害責任などを規定した。また、裁判の実務において争議が割と集中する、公衆に知られていない場合、相応の秘密保持措置、秘密保持義務の認定及び従業員、元従業員に関連する営業秘密の保護についても明確で具体的な規定を行い、司法裁判に明確な根拠を提供するだけでなく、権利者のために営業秘密保護制度の構築を強化する上での指導を提供している。

最高人民法院 より

### 「最高院最高検知的財産権刑事事件司法解釈（三）」が 9 月 14 日から施行

9 月 13 日、最高人民法院、最高人民検察院は共同で「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律応用の若干の問題に関する解釈（三）」を公布し、2020 年 9 月 14 日から施行した。知るところによれば、解釈では営業秘密の刑事保護について、司法実務の需要に基づいて有罪とする基準を下げた。有罪とする状況を拡充し、営業秘密の侵害による違法所得額、営業秘密の侵害により権利者が破産、倒産した場合などを有罪とする際のハードルに含め、司法実務の具体的な状況及び意見募集期間における多面的な意見に基づき、有罪とする金額を「30 万元以上」に調整した。

最高人民法院 より

### 中国知財局が公文書にて地理的表示の保護に関するデータを公表

国家知識産権局はこのほど、第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議第 1915 号意見に対する返答書簡を公布した。返答書簡によると、2020 年 6 月末の時点で、地理的表示を許可された製品は累計 2,385 個、地理的表示製品専用標識の使用を許可された企業は 8,811 社、登録された地理的表示商標は 5,682 件で、登録された農業製品の地理的表示は 3,090 個であった。また、国家知識産権局は職能に立脚して積極的に行動し、地理的表示の統一認定を推進して、地理的表示の保護強化などの面で一連の作業を展開した。

国家知識産権局 より

## 知的財産権

### 国務院、特定区域内での技術譲渡所得の免除額を 500 万元から 2000 万元に引き上げ

最近、国務院は「北京市の新たなサービス業拡大開放総合試行の深化、国家サービス業拡大開放総合モデルエリアの建設作業方案」に原則として同意する回答をした。「作業方案」には、知的財産権の保護と運用を強化することが示されている。中関村国家自主革新モデルエリア特定区域で技術譲渡所得税優遇政策の試行を展開し、試行期間内に、技術譲渡所得税の免除額を 500 万元から 2,000 万元に引き上げ、税収の優遇を受ける技術譲渡の範囲と条件を適切に緩和し、具体的には財政部、税務総局と関係部門が協議して確定する。

中国政府網 より

### 最高人民法院知的財産権法廷が「管轄マップ」をリリース

最高法院はこのほど、「管轄マップ」をリリースした。最高人民法院の知的財産権法廷のウィーチャット公衆号からメインインターフェースに入り、メニューの「訴訟サービス」の欄で「管轄マップ」をクリックすると、発明、実用新案特許民事事件の管轄権を有する裁判所 / 法廷が見つかる。

発明特許、実用新案特許の第一審民事事件の管轄権を有する裁判所/法廷一覧表		
最高人民法院知识产权法廷		
北京	北京市高级人民法院	北京知识产权法院
天津	天津市高级人民法院	天津知识产权法廷*
河北	河北省高级人民法院	石家庄市中级人民法院
山西	山西省高级人民法院	太原市中级人民法院
内蒙古	内蒙古自治区高级人民法院	呼和浩特市中级人民法院、包头市中级人民法院
辽宁	辽宁省高级人民法院	沈阳市中级人民法院、大连市中级人民法院
吉林	吉林省高级人民法院	长春知识产权法廷*
黑龙江	黑龙江省高级人民法院	哈尔滨市中级人民法院、齐齐哈尔市中级人民法院
上海	上海市高级人民法院	上海知识产权法院
江苏	江苏省高级人民法院	南京知识产权法廷*、苏州知识产权法廷*
浙江	浙江省高级人民法院	杭州知识产权法廷*、宁波知识产权法廷*
安徽	安徽省高级人民法院	合肥知识产权法廷*
福建	福建省高级人民法院	福州知识产权法廷*、厦门知识产权法廷*
江西	江西省高级人民法院	南昌知识产权法廷*
山东	山东省高级人民法院	济南知识产权法廷*、青岛知识产权法廷*
河南	河南省高级人民法院	郑州知识产权法廷*
湖北	湖北省高级人民法院	武汉知识产权法廷*
湖南	湖南省高级人民法院	长沙知识产权法廷*
广东	广东省高级人民法院	广州知识产权法院、深圳知识产权法廷*
广西	广西壮族自治区高级人民法院	南宁市中级人民法院、柳州市中级人民法院
海南	海南省高级人民法院	海口知识产权法廷*
重庆	重庆市高级人民法院	重庆市第一中级人民法院、重庆市第五中级人民法院
四川	四川省高级人民法院	成都知识产权法廷*
贵州	贵州省高级人民法院	贵阳市中级人民法院、遵义市中级人民法院
云南	云南省高级人民法院	昆明市中级人民法院
西藏	西藏自治区高级人民法院	拉萨市中级人民法院
陕西	陕西省高级人民法院	西安知识产权法廷*
甘肃	甘肃省高级人民法院	兰州知识产权法廷*
青海	青海省高级人民法院	西宁市中级人民法院
宁夏	宁夏回族自治区高级人民法院	银川市中级人民法院
新疆	新疆维吾尔自治区高级人民法院	乌鲁木齐知识产权法廷*
	新疆维吾尔自治区高级人民法院生产建设兵团分院	新疆生产建设兵团农八师中级人民法院、新疆生产建设兵团农十二师中级人民法院

注：\*の付いた知的財産権法廷は中級人民法院の内部設置機関であり、行政区を跨いで特許などの技術類事件を審理する権利を有する。

最高人民法院知的財産権法廷 より